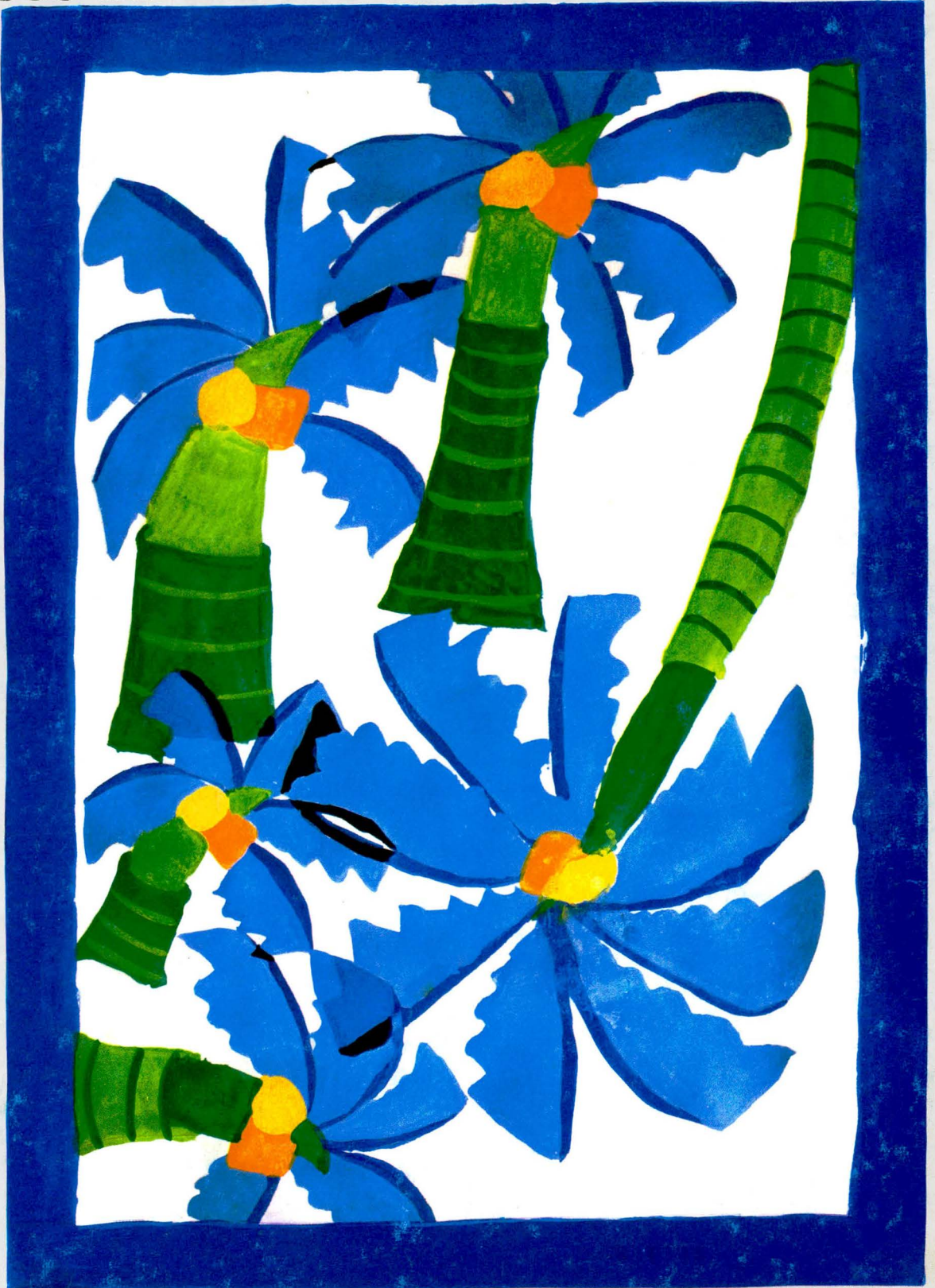


月報

1983:11 月 號



シンガポール日本商工會議所

目次

(1983年11月号)

シンガポールの個人所得税 (公認会計士) 佐藤 昭利 1	(課税年度1984年)
シンガポール・ドルについて ((株)日本長期信用銀行)小平 健 24	
日本における国際データ通信サービスの現状 ... (国際電信電話(株)) ... 古市 靖夫 32	
会員紹介 (ミノルタ・シンガポール、(株)日建設計、 Nippon Computer Systems & Services Pte Ltd. いすゞ自動車海外販売(株)、ナショナル・ オキシジョン) 44	
Asian-Pacific Tax & Investment Research Centre の紹介 48	
理事会の動き 49	
10～11月の主な経済記事 52	
広報欄 57	
資料案内 58	
編集後記 60	

シンガポールの個人所得税

(課税年度1984年)

公認会計士 佐藤 昭利

I はじめに

シンガポールでは、個人所得税は個人の所得に対して、その所得金額に応じ、4%から45%までの累進税率により、賦課課税方式によって課税されます。日本では、個人所得税は源泉徴収方式により、または確定申告方式によっております。この賦課課税と源泉徴収納税または確定申告納税の違い等、シンガポールの個人所得税課税方法を、以下簡単に説明致します。なお、個人の事業所得、パートナーシップに係る税制等、シンガポール在住の日本人の皆様には該当しないか、または該当するケースが極くまれであると思われる項目については、その説明を省略してあります。

II シンガポールの個人所得税の概要

1. 個人所得税は THE INCOME TAX ACT に法人税と一緒に規定されているが、シンガポールには日本における所得税法施行令、同施行規則、同基本通達、同個別通達及び租税特別措置法のような詳細にわたる規定がない。必ずしもすべてが THE INCOME TAX ACT にもとづいているわけではなく、また、THE INCOME TAX ACT には詳細な部分についての規定が欠如しているため、判例や慣習により、THE COMPTROLLER OF INCOME TAX の独自の判断にもとづいて税務行政が施行されている面が各所に見うけられる。
2. 個人所得税は居住者、非居住者にかかわらず、一暦年中（1月1日から12月31日まで）における個人の所得に対して課税される。
3. 日本は給与所得に対して源泉徴収制度及び確定申告による自主申告納税制度を採用しているが、シンガポールでは税務当局が納税者から提供された資料にもとづいて所得税を賦課するという賦課課税制度を採用している。

4. 賦課課税制度のため申告書の入手も容易でなく、かつ、いつ送付されてくるかもわからず、また課税通知書 (Notice of Assessment) の送付時期も不明というように、日本と比較して統一性がないために、納税時期は各個人により相当のバラツキがある。
5. シンガポールには日本の都道府県民税及び市町村民税のような地方税はなく、国税のみである。
6. 累進課税であるが最高税率は45%であり、(日本は所得税及び住民税、合わせて80%) また、キャピタル・ゲインは非課税である。
7. 日本では昭和58年度の所得に対する課税の書類は、すべて昭和58年度と表示されているが、シンガポールでは1983年度の所得に対する課税の書類は、課税年度 (YEAR OF ASSESSMENT) 1984年と表示されており、1年ずれている。

Ⅲ 納税義務者と課税の対象となる所得の範囲

- (A) 納税義務者は、シンガポールに於ける「居住」状況により、下記の範疇に区分され、それぞれ課税の対象となる所得の範囲及び適用されるべき税率も異なる。

「居住」関係による区分	課税の対象となる所得の範囲	適用税率	申告及び納税方法
1) 居住者: 課税年度の直前年度(暦年)に於いて、合計183日以上シンガポールに滞在するか又は人的役務を提供する者をいう。	全ての国内(シンガポール)源泉所得及びシンガポールに送金された全ての国外(非シンガポール)源泉所得	累進税率「税率表」参照)。但しシンガポールに送金された国外源泉所得については40%が上限である。	通常の方法による。
2) 非居住者(外国に居住しているシンガポール法人の取締役を除く): a) 課税年度の直前年度(暦年)に於いて、合計60日以上183日未満シンガポールに滞在する者。	全ての国内(シンガポール)源泉所得	15%を適用して算出した税額(各種控除適用なし)又は居住者と同様の税率を適用して、算出された税額のいずれか多い方の金額(ただし、日・シ租税条約による例外あり。後述(c)参照)	通常の方法による。

「居住」関係による区分	課税の対象となる所得の範囲	適用税率	申告及び納税方法
b) 課税年度の直前年度(暦年)に於いて、シンガポールに於ける滞在日数が60日未満の者	なし。	非課税(ただし、シンガポールに暦年をまたがって継続して滞在したり、3年以上継続して滞在した場合について例外あり)(後述(B)参照)	必要と認められる場合は申告
3) 非居住取締役:シンガポール法人の取締役で、課税年度の直前年度(暦年)に於けるシンガポール合計滞在日数が183日未満の者	全ての国内(シンガポール)源泉所得 (注)実務上は外国に居住する取締役に対して報酬を支払う場合のみ40%の源泉徴収を行っておりシンガポールに居住する取締役に対しては、上記2) a)が適用される。	40% (注)	源泉徴収の方法による。
4) 地域駐在員(Area Representative):シンガポールに駐在し、複数国をカバーする任務を負う駐在員をいう。 a) 課税年度の直前年度(暦年)に於けるシンガポール合計滞在日数が183日以上の方	全ての国内(シンガポール)源泉所得ただし給料・賞与等については次の①②のうちいずれが多い方の金額 ① $\frac{\text{シンガポール給料・賞与等} \times \text{合計滞在日数}}{365}$ ② 給料・賞与等のシンガポールへの送金額	累進税率(「税率表」参照)	通常の方法による。
b) 課税年度の直前年度(暦年)に於けるシンガポール合計滞在日数が60日以上183日未満の方	上記①により計算された額	15%を適用して算出した税額(各種控除適用なし)又は居住者と同様の税率を適用して算出された税額のいずれが多い方の金額	通常の方法による。
c) 課税年度の直前年度(暦年)に於ける、シンガポール合計滞在日数が60日未満の方	なし。	非課税(ただし、シンガポールに暦年をまたがって継続して滞在したり、3年以上継続して滞在した場合に例外あり)(後述(B)参照)	必要と認められる場合は申告

(B) 2 暦年以上にまたがって滞在する場合の「居住者」及び「非居住者」の関係

THE INCOME TAX ACT 上の「居住者」、「非居住者」の定義は上記の通りであるが、この場合暦年をまたがって滞在した場合の課税関係及び適用税率はそれぞれケース・バイ・ケースであり、単純に滞在日数が60日未満であるから非課税であるとはいちがいに言えず、次の各ケースにあてはめて説明する。

(注) (15%)と記載されていても、実際には15%を適用して算出した税額(各種控除適用なし)又は居住者と同様の計算による税額のいずれか多い金額が納付税額となる。

	入国の年	2年目	3年目	
ケース 1	←*→ 59日 課税(15%)	←*→ 59日 課税(15%)		• 入国の年及び2年目とも60日未満であるが、シンガポールに継続して居住しているものとみられ、非居住者として課税される恐れあり。
ケース 2	←*→ 59日 非課税	←*→ 59日 非課税		• 勤務期間及び勤務状況が継続しておらず、また、それぞれの期間はシンガポールに継続して居住していないと認められる場合は非課税である。
ケース 3	←*→ 59日 課税(15%)	←*→ 182日 課税(15%)		• 入国の年は非居住者として課税される。
ケース 4	←*→ 59日 課税(15%)	←*→ 183日 課税(累進)		• 入国の年は非居住者として課税される。
ケース 5	←*→ 59日 課税(累進)	←*→ 365日 課税(累進)	←*→ 59日 課税(累進)	• 入国の年に対してはまず15%で課税されるが、2年目または

3年目に累進税率による課税に調整される。3課税年度以上に継続してシンガポールに滞在する場合には、たとえ入国の年及び3年目の滞在日数が60日未満でも居住者として累進課税を受ける。

以上は、現在税務当局が採用している課税方法であり、60日未満の滞在であるからシンガポールでは非課税であると単純に考えることはまちがいである。

(c) 日本・シンガポール租税条約第13条との関係

日本とシンガポールとの租税条約第13条により、

- ①その年を通じてシンガポールの滞在期間が183日を超えないこと。
- ②その給与等の支払者が日本の居住者または日本法人であること。
- ③その給与等が日本の居住者又は日本法人がシンガポールに有する恒久的施設によって負担されていないこと。

の3つの条件をすべて充足する場合にはシンガポールでの課税を免除される。

この免税措置を受けるためには FORM IR 585 に日本の税務署から証明をうけ、シンガポールの税務当局に提出することが必要である。

IV シンガポール国内源泉所得とシンガポール国外源泉所得

前述のように、個人所得税の納税義務者は「居住」状況により、課税対象及び税率が異なるが、これを具体的に説明すると次のようになる。

(1) 納税義務者が居住者の場合には、各種所得のうち

- ①シンガポールから生ずる所得 (Accruing in) または、
- ②シンガポールで稼得する所得 (Derived from) 及び
- ③シンガポールで受領する所得 (Received in) (シンガポール国外源泉所得のうち、シンガポールに送金されない金額は非課税) が課税対象となる。

非居住者の場合には上記①②が課税対象となる。

(2)上記の関係を日本の親会社より、シンガポールの子会社に出向している日本人従業員（居住者）を例にとって説明すると次のようになる。

所得の内訳	所得の受領地	所得の源泉地	所得のシンガポール への送金の有無	シンガポールに おける納税義務
本 給	シンガポール	シンガポール	—	あ り
留守宅手当等	日 本	"	あ り	"
"	"	"	な し	"
賞 与	"	"	あ り	"
"	"	"	な し	"
預金利息、受 取 配 当	"	日 本	あ り	"
"	"	"	な し	な し
家賃収入（不 動産所得）	"	"	あ り	あ り
"	"	"	な し	な し

上記に示した通り、この従業員の所得のうち本給、留守宅手当等及び賞与は、所得の受領地いかんを問わず、彼のシンガポールにおける人的役務の提供に対する対価であり、シンガポール国内源泉所得となり、よってシンガポールへの送金の有無を問わず課税される。（日本では原則として非課税である。）

一方、日本で銀行等に預金していることにより生ずる利息収入、株式を所有していることによる受取配当、及び日本の留守宅等を賃貸していることによる不動産所得は、日本の国内源泉所得であり、日本において納税義務が生じるが、もし、これがシンガポールに送金された場合にはシンガポールで課税対象となる。この場合、日本で納付した所得税はシンガポールの所得計算上外国税額控除の対象となり、二重に課税されることはない。

日本に住所を有していたものが「国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する」という前提で国外に居住することとなった場合には、その者は国内に住所を有しないものと推定され、出国時点で日本の非居住者となり、留守宅手当等、賞与等は日本国外源泉所得であるために、日本では非課税である。

V 課税所得金額の計算

- (1)居住者のサラリーマンの場合、納付すべき税額は次のようにして計算される。

総所得金額	給料・賞与等の合計金額
	個人所得税の会社負担分等各種手当
	現物給与
	預金利息・受取配当金等
差 引	
各種控除項目	基礎控除
	給与所得控除
	配偶者控除
	扶養控除
	C. P. F 掛金控除等
課税所得金額	
×	
税 率	
納付すべき税額	

- (2)非居住者の場合には、居住者と同じように計算された税額と、総所得金額に一定の税率（15%）を乗じて計算された税額とのいずれが多い額が、納付すべき税額となる。

- (3)総所得金額に含まれる主な項目

1. 給料・賞与等の合計金額
2. 個人所得税の会社負担分、住宅手当、通勤手当、海外勤務手当等各種手当
3. 現物給与

給料・手当等現金で支給される項目以外で、個人が会社から経済的利益の供与を得ているものとみなされる次のような項目。

- a) 従業員の住宅が会社から支給されている場合、すなわち、会社の借上社宅を従業員が使用するか、または会社所有の社宅を従業員が使用する場合—下記(イ)または(ロ)のいずれか低い金額が課税対象となる。

(イ) 家賃の実際支払額または当該家屋の年度評価額

(ロ) 本人の総所得金額の10%相当額

- b) 取締役の住宅が会社から支給されている場合

(イ) 当該住宅が「THE CONTROL OF RENT ACT」の範囲内である場合—当該家屋の年度評価額が課税対象となる。

(ロ) 当該住宅が「THE CONTROL OF RENT ACT」の範囲外である場合—上記a)と同じ。

なお、取締役の住宅が会社から支給されている場合で、取締役報酬額が当該家屋の年度評価額より低い場合には、当該年度評価額が課税対象となる。

- c) 会社から支給された住宅に家具等が付属している場合、または家具等が会社から支給されている場合には、下記の基準で算定された金額が課税対象となる。

(イ) HARD FURNITURE (椅子、テーブル、ベット等)

: 個数にかかわらず月5ドル

(ロ) SOFT FURNITURE (クッション、カーテン、カーペット等)

: 個数にかかわらず月5ドル

(ハ) 冷蔵庫 : 1台につき月10ドル

(ニ) 天井扇 : 1基につき月1ドル

- (ホ) レンジ : 1台につき月 2.5 ドル
- (ヘ) エアコンディショナー : 1台につき月 10 ドル (0.745/Kw以下)
1台につき月 15 ドル (0.745/Kw超)
- (ト) 洗濯機 : 1台につき月 15 ドル
- (チ) 乾燥機 : 1台につき月 15 ドル
- (リ) 皿洗機 : 1台につき月 15 ドル
- (ヌ) 集中エアコン設 : 居間・食堂—1部屋につき月 15 ドル
備付住宅 寝室・その他の部屋—1部屋につき月
10 ドル
- (ル) プール : 月 100 ドル
- (オ) テレビ : 月 30 ドル
- (ワ) 水道光熱費、電話料、

召使いに対する支払い : (実際支払額)

- d) 会社が従業員に社宅を提供する代わりにホテルに宿泊させ、そのホテル代を会社が負担する場合には、下記(イ)及び(ロ)の合計額が課税対象となる。

- (イ) 大人 1 人につき 月 250 ドル
7 才以上の子供
1 人につき 月 100 ドル
3 才以上 7 才未満の
子供 1 人につき 月 50 ドル
3 才未満の子供 1 人
につき 月 25 ドル

- (ロ) 本人のホテル滞在期間中の給料・賞与等の 2 % 相当額

- e) 社用車 (Q カー) を本人の私用目的に使用する場合、次の区分に応じて、それぞれの金額が課税対象となる。

- (イ) 自分で運転する場合

・本人がガソリン代を負担する場合……1 マイルにつき 10

セントから 15 セント

- 会社がガソリン代を負担する場合…… 1 マイルにつき 20 セントから 30 セント

(ロ) 会社の運転手付きの場合

- 上記(イ)に同じ
- 運転手の給料を社用分と私用分とに按分する。

f) 従業員及びその家族の日本へのホーム・リープのために、会社から支払われる旅費

- 夫婦は 1 年に 1 回分、子供は 1 年に 2 回分につき、その旅費の 20 % 相当額が課税対象となる。すなわち、夫婦が 1 年に 2 回以上ホーム・リープをした場合には、1 回目はその旅費の 20 % が課税対象となるが、2 回目以上はその全額が課税対象となる。

ただし、パイオニア企業等経済拡大奨励法の恩典をうけている会社で、当該会社が Economic Development Board よりパイオニア等として承認するという承認通知の中に、「ホーム・リープの費用は個人にとって非課税である」旨の文章が挿入されていれば、20 % 相当額の課税はない。

g) 子供の教育費を会社が負担した場合には、その全額が課税対象となる。

(4) 各種控除項目

居住者は、総所得金額より以下の控除をすることができる。

(1) 基礎控除 2,000 ドル

(2) 給与所得控除

本人が 55 才未満の場合 1,000 ドル

本人が 55 才以上 60 才未満の場合 3,000 ドル

本人が 60 才以上の場合 4,000 ドル

(3) 配偶者控除 1,000 ドル

(4) 扶養控除 (子供) (16 才未満の子供についてのみ認められる)

(イ) 1973年8月1日以前において、4人以上の子供を有する場合

第1子について 750ドル

第2、第3子について 各500ドル

第4、第5子について 各300ドル

(ロ) 1973年8月1日以後において3人以下の子供を有する場合

第1、第2子について 各750ドル

第3子について 500ドル

例外として、16才以上の子供を有し、当該子供が日本で日本の学校に通学している場合、すなわち、シンガポールにおいて日本と同様の教育を受けることができないために、日本の学校に通学している場合に限り、上記の2倍の控除を受けることができる。よって、シンガポール、日本または他の外国において、子供がインターナショナルの学校に通学している場合には、たとえ16才以上であっても、2倍の控除を受けることは認められない。

(5) 扶養控除（親族）

扶養控除（親族）は、55才以上の父母、祖父母、及び、本人又は妻の兄弟姉妹で障害者のために働くことができない場合、課税年度の前年において本人と同居し、かつ、本人に扶養されており、父母等の所得が年1,500ドルを超えていない場合に1人について1,000ドル認められる。

(6) C P F 掛金控除

C P F 掛金は、課税所得計算上全額控除される。

(7) その他

生命保険料控除、障害者子供控除、障害者控除（55才以上）等の控除が認められる。

Ⅵ 非課税所得

以下の項目は非課税である。

1) 退職金

退職金が非課税所得となるためには、病気または55才以上になったことにより、常時勤務することができなくなった場合のみである。

2) 死亡退職金

3) 死亡もしくは障害に対する見舞金

4) 中央厚生年金 (Central Provident Fund) から脱退時にうけとる掛金の返済金 (利息を含む)

5) 郵便貯金から生ずる利子 (居住者、非居住者)

6) シンガポール滞在日数が60日未満である非居住者 (シンガポールの会社の非常勤取締役、芸能人、音楽家及び職業運動家等を除く) の給与所得

7) 非居住者がシンガポール政府承認の銀行からうけとる預金の利子

8) 非居住者がシンガポール国外源泉所得をシンガポールに送金した場合の当該送金額

9) 非居住者が保有するアジア・ドル債から生ずる利子

10) 会社が個人の医療費及び定期健康診断費用を支払った場合のその金額

11) キャピタル・ゲイン

12) パイオニア企業等からの受取配当

Ⅶ 所得税の申告納付

(1) 申告書の入手

通常の場合毎年1、2月頃、内国歳入庁 (Inland Revenue Department) より納税者たる各個人宛に申告書 (Income Tax Return) の様式が送付されてくる。申告書の様式が送られてくる時期については、各個人により相当バラツキがある。

いずれにせよ、納税義務があるにもかかわらず課税年度の3月31日までに申告書の様式が送られてこない場合には、4月14日までに申告書様式の送付を申請書に記入して要求しなければならない。

なお使用すべき申告書の様式は、

居住者の場合 Form B

非居住者の場合 Form M である。

(2) 申告書の作成・提出

申告書の様式が送られてきたら、様式の発行日より 21 日以内に必要事項を記入し、及び Form IR 8A (日本の源泉徴収票に相当する) を添付し、署名後、The Comptroller of Income Tax 宛提出 (送付) しなければならない。

所得の計算対象期間は、サラリーマンの場合、1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年であり、その暦年における所得についてその翌年度 (これを課税年度—Year of Assessment—と呼ぶ) に税額が賦課され、納付しなければならない。

(3) 所得税の納付

申告書提出後しばらくして (その時期は各個人によりばらばらであるが、通常は 2、3 カ月後)、課税通知書 (Notice of Assessment) が送られてくる。

この課税通知書日付より 1 カ月以内に、そこに記載された税額を納付しなければならない。

納付すべき税額は必ずしも申告額と同額ではなく、The Comptroller of Income Tax により何らかの修正が行なわれる場合もある。

通知された課税額に異議がある場合には、通知をうけた日から 30 日以内に The Comptroller of Income Tax に対し、異議申立書を提出し、再審査、更正を申し立てることができる。

但し、税金の納付はかかる異議があるなしにかかわらず、課税通知書日付より 1 カ月以内に行なうことが必要である。

更正により税額が減額された場合、差額は後日還付されるかまたは翌年度の要納付税額と相殺される。

納付期限までに納付しない場合には、納付すべき税額の 5 % 相当額

の延滞税が課せられる。

(4) 分割納税制度を利用する場合

上述のように、個人所得税の納付は原則として課税通知書日付より 1 カ月以内に行なうことを要するが、申請により分割で納税することも認められる。

所定の分割条件といつたものではなく、The Comptroller of Income Tax の裁量により決定されるが、承認され得ると思われる標準的な分割納税の例を示せば、次の通りである。

<u>支払開始月日</u>	<u>支払方法</u>
1 月 31 日	同年 10 月までの 10 回均等払
2 月 28 日	" 9 "
3 月 31 日	" 8 "
4 月 30 日	" 7 "
5 月 31 日	" 6 "

また、課税通知書をうけとつたあとでも申請により 10 月末までの分割納税を認められる。

通常は 10 月末以降の分割払いは認められない。また分割払いをしても利子税を賦課されることはない。

VIII シンガポールに新たに赴任してきた人のとるべき手続

- (1) シンガポールに新たに赴任してきた人は、到着日より 1 カ月以内に The Comptroller of Income Tax 宛にシンガポールで勤務する旨の通知をしなければならない。
- (2) また、Employment Pass 取得後数カ月してから、The Comptroller of Income Tax から、当該個人に対する質問状が送付されてくるので、これに対し返答をしなければならない。
- (3) 会社は新たに従業員を雇用した場合には、雇用開始日より 3 カ月以内に The Comptroller of Income Tax 宛に「Notification by Employer of an Employee's Commencement of Employment (Form IR 22)」を提出しなければならない。

IX シンガポールから年の途中で帰国する人のとるべき手続

- (1)シンガポールから年の途中で帰国する場合には、その年の1月1日から帰国日までの所得金額に対する所得税を納付しなければならない。
- (2)会社はその従業員の帰国予定日より1カ月以上前に、The Comptroller of Income Tax に「Notification by an Employee's Cessation of Employment or Departure From Singapore」(Form IR 21)を提出しなければならない。提出後まもなく課税通知書が送付されてくるので、この金額を納付して帰国することになる。

X シンガポールにおける個人所得税の節税方法

- (1)従業員の家賃を会社が負担する場合には、会社が賃貸借契約上の借主になり、会社が直接家主に賃借料を支払うこと。

—住宅手当方式は不利—

もし、従業員が賃貸借契約を締結し、個人が家賃を家主に支払い、これを会社から払い戻しをうけた場合には、この払い戻しをうけた金額が本人の所得とみなされ、高い所得税を負担しなければならない。

会社が賃貸借契約を締結し、家賃を支払っている場合の、個人の会社からうける税務上の経済的利益の授与額、すなわち所得とみなされる金額は、

- a) 個人の総所得金額の10%相当額と
- b) 家賃の実際支払額または当該家屋の年度評価額

のいずれか低い方の金額である。

節税効果は次の通りである。

税込給与50,000ドル、年間家賃24,000ドルの従業員の場合—単純化のために控除項目その他は無視する—

	家賃を会社が負担する場合	家賃と同額の住宅手当を支給する場合	節税額
税込給与	50,000ドル	50,000ドル	
住宅手当	—	24,000	
総所得金額	50,000	74,000	
家賃に係るみなし			
給与の金額	5,000*		
課税所得	55,000	74,000	
所得税額	10,100ドル	15,800ドル	5,700ドル

*総所得金額 $50,000 \times 10\% = 5,000$ ドルか、家賃実際額 24,000ドルのいずれか少ない金額

以上で明らかなように、家賃を会社払いとすることにより、家賃相当額を住宅手当として支給する場合と比較して、年間 5,700ドルの節税が可能となる。

ただし、法人税は $5,700 \text{ドル} \times 40\% = 2,280 \text{ドル}$ 余分に支払わなければならない、会社全体からみれば、差引 $5,700 \text{ドル} - 2,280 \text{ドル} = 3,420 \text{ドル}$ の節税となる。

(2) 地域駐在員 (Area Representative) の場合、シンガポールへの給与送金額により節税の可能性がある。

(イ) シンガポールを基地にして、シンガポール以外の国も同時にカバーする任務を負う、いわゆる地域駐在員 (居住者) の場合は、

$$a) \text{ 給料・賞与等} \times \frac{\text{シンガポール合計滞在日数}}{365}$$

b) 給料・賞与等のシンガポールへの送金額

のいずれか多い方の金額が課税対象となる。よって、シンガポール国外への出張の比率が高い地域駐在員の場合には、シンガポールへの送金額、すなわち、シンガポールでうけとる給料の金額いかんにより、節税の可能性がある。

(ロ) なお、ここにいる地域駐在員とは、駐在員事務所 (市場調

査、情報収集等営業活動を目的としない業務を行なうために設置された事務所)の所員をいい、支店、現地法人の従業員の場合には、仮に国外出張をしたとしても上記の取扱いは適用されない。

- (ハ) 地域駐在員としての特典をうけるためには、まず地域駐在員としての計算にもとづいた申告書を提出する。

後日、The Comptroller of Income Tax より、地域駐在員としての仕事の内容等詳細な説明を求められる。この説明に対して、The Comptroller of Income Tax が満足しない限り、地域駐在員としての特典は認められず、通常のケースと同じように、すなわち、国外出張に対する日数按分及びシンガポールへの送金額を考慮しないで計算した所得税を納付しなければならない。

- (ニ) 地域駐在員は、シンガポール税法上非居住法人に雇用されている。The Comptroller of Income Tax は非居住法人に雇用されている従業員に対して、通常の場合、翌年度の所得税額を見積計算し、当該金額の letter of Guarantee をシンガポールで営業している銀行か、または株式会社から取得し、これを提出することを要求する。もし提出しない場合には、翌年度の所得税を当年度に納付するという Advance Payment が要求される。

- (3) CPF (Central Provident Fund—中央厚生年金)への加入

- (イ) CPFは日本の厚生年金または国民年金に該当し、シンガポールで勤務している日本人が加入しているケースはそれほど多くはないと思われるが、CPFに加入することにより節税をはかることができる。

- (ロ) CPFは1981年5月1日以前にEmployment Passを取得している日本人は強制加入ではないが、1981年5月1日以後に取得した人は強制加入である。ただし、適用除外申請書(Appli-

cation for Exemption from Payment of C.P.F. Contributions Order Section 7 of the Central Provident Fund Act) をCPF当局に申請し、承認を得れば加入しなくともよい。

(ハ) CPFへ加入している日本人が帰国する場合には、本人及び会社が拠出した掛金に年6.5%の利息付で全額個人に返還してくれる。この返還金は個人にとって非課税である。

(ニ) 個人がCPFに加入するならば、法人税及び個人所得税納付額は次の金額だけ少なくなる。

法人税：CPF掛金会社負担額×40%

個人所得税：CPF掛金個人負担額×実効税率

ただし会社にとっては、CPF掛金を支払うことにより現金が法人税の支払時期よりもだいぶ早く流出することになる。また個人にとってはCPF掛金だけ手取り額が減少する。

(4) 預金利息—郵便貯金の利用

シンガポールでは居住者の受取利息は総合課税であり、また日本のように^(優)制度はない。

ただし、郵便貯金から生ずる利息は非課税である。

(5) 余裕資金の海外での運用

前述のように居住者の課税対象となる所得の範囲は、全てのシンガポール国内源泉所得及びシンガポール国外源泉所得のうちシンガポールに送金された部分である。よって余裕資金を海外で運用し、シンガポールに送金してこないことにより、シンガポールでの節税をはかることができる。

(6) キャピタル・ゲインは非課税

ゴルフの会員権の売却益、マンションの売却益等キャピタル・ゲインは非課税であるので、シンガポールで投資をすることにより、節税効果を含めて蓄財することは可能である。

xi 会社が従業員の所得税を負担する場合について

日系企業では、会社が個人の所得税を負担し、手取りベースにより本人の給料を決めるケースがかなり多い。

この会社が支払う個人の所得税は個人にとって所得となり、それに対して再び所得税がかかり、その分がまた所得に算入されて課税されるということが繰返される。

このように会社が従業員の所得税を負担する場合、個人の課税所得計算方法に2種類ある。Tax on Tax方式とBonus (Tax Reimbursement)方式である。

1) Tax on Tax方式

これは本人に支払われた手取り額の給料にもとづいて、その税込の金額を計算し（グロス・アップする）、これにもとづいて算出された所得税額を翌年の賦課時に会社が直接支払う方法である。

Tax on Tax方式は所得税を発生主義にもとづいて計算する方法である。

2) Bonus方式

Bonus方式は現金主義にもとづいて計算する方法であり、たとえば1983年は本人の手取り額を総所得金額として納付税額を計算し、1984年にこれを本人が納税し、同時に会社が本人にこの納税額を1984年分のボーナスとして支給する方法である。

シンガポールの税務当局は、会社が個人の所得税を支払うという規定なり個人との諒解があれば、Tax on Tax方式を採らなければならないとしている。

このTax on Tax方式とBonus方式とでどちらが有利であるかについては次の通りである。

1) 税率の変更がなければ何月にシンガポール赴任するか、何月に日本へ帰国するかにより、また何年シンガポールで勤務するかにより、Bonus方式が有利かTax on Tax方式が有利かが異なる。

2) 将来減税が行なわれる予定の場合にはBonus方式が有利である。

- 3) 金利効果を考えるならば、会社にとって Tax on Tax 方式の方が先に税金分を費用として計上できるので有利であるが、個人の税金は Tax on Tax 方式の方が Bonus 方式よりも先に多額の支払をしなければならないので不利である。ただし赤字会社の場合、法人税を支払う必要性がないので Bonus 方式が有利である。

X II 納付税額の計算方法（居住者の場合）

- 前提
1. シンガポールでの給料手当（1983年度）52,000ドル
 2. 日本でうけとった賞与 15,000
67,000
 3. 家賃は全額会社負担 月 3,000ドル×12=36,000ドル
 4. 扶養家族 妻、子供2人（小学生）
 5. 家具付（Hard and Soft）
（冷蔵庫 1）
（レンジ 1）
（エアコンディショナー 3）

〔 I 〕 税金は自己負担の場合

給料・賞与		67,000ドル
現物給与		
家具（Hard and Soft）10	ドル×12ヵ月	120ドル
冷蔵庫	10 ドル×12ヵ月	120
レンジ	2.5ドル×12ヵ月	30
エア・コンディショナー	15ドル× 3×12ヵ月	<u>540</u>
		810
		67,810
家賃（36,000ドルと67,810×10%どちらか低い方）		<u>6,781</u>
		74,591
控除		
基礎控除		2,000ドル
給与所得控除		1,000
配偶者控除		1,000
扶養控除（750ドル×2人）		<u>1,500</u>
		< 5,500 >
課税所得		<u>69,091ドル</u>
納付税額		
最初の	50,000ドル（税率表より）	8,600ドル
次の	<u>19,091</u> （19,091×30%）	<u>5,727.30</u>
	<u>69,091</u>	<u>14,327.30</u> ドル

〔Ⅱ〕 税金は会社負担の場合

まず税金は自己負担であるものとして計算する。

納付税額は最初の	50,000ドル	8,600ドル
次の	<u>19,091</u>	<u>5,727.30</u>
	69,091	14,327.30

$$25,000 - (69,091 - 50,000)$$

$$= 5,909 \times 30\% = 1,772.70$$

$$14,327.30 - 5,909 = 8,418.30 \times 32\% = \underline{2,693.86} \quad 4,466.56$$

$$4,466.56 \times 32 / 68 \quad \underline{2,101.91}$$

給料、賞与及び家具等に対する税金負担分 20,895.77

家賃に対する税金負担分

$$20,895.77 \times 10\% \times 32 / 68 \quad 983.33$$

$$983.33 \times 10\% \times 32 / 68 \quad 46.27$$

$$46.27 \times 10\% \times 32 / 68 \quad \underline{2.18}$$

税金の会社負担分合計 21,927.55

給料・賞与 67,000ドル

現物給与

家具等（〔Ⅰ〕に同じ） 810

税金の会社負担分合計 21,927 22,737

89,737

家賃（36,000ドルと89,737×10%のどちらか低い方） 8,973

98,710

控除（〔Ⅰ〕に同じ）

< 5,500 >

課税所得

93,210ドル

納付税額

最初の 75,000ドル（税率表より） 16,100

次の 18,210 × 32% 5,827.27

93,210 21,927.27ドル

税 率 表

(1982課税年度以降の年度に適用)

	課税所得		税 率	税 額
最初の	2,500	ドルに対し	4 %	100ドル
次の	2,500	"	4 %	100
最初の	5,000	"		200
次の	2,500	"	7 %	175
最初の	7,500	"		375
次の	2,500	"	9 %	225
最初の	10,000	"		600
次の	5,000	"	12 %	600
最初の	15,000	"		1,200
次の	5,000	"	14 %	700
最初の	20,000	"		1,900
次の	5,000	"	17 %	850
最初の	25,000	"		2,750
次の	10,000	"	21 %	2,100
最初の	35,000	"		4,850
次の	15,000	"	25 %	3,750
最初の	50,000	"		8,600
次の	25,000	"	30 %	7,500
最初の	75,000	"		16,100
次の	25,000	"	32 %	8,000
最初の	100,000	"		24,100
次の	100,000	"	35 %	35,000
最初の	200,000	"		59,100
次の	200,000	"	40 %	80,000
最初の	400,000	"		139,100
次の	200,000	"	43 %	86,000
最初の	600,000	"		225,100
次の	150,000	"	43 %	64,500
	750,000			289,600

750,000ドルを超える部分に対し 45 %

XIII おわりに

以上、シンガポールの個人所得税の概要を御説明致しました。通常のサラリーマンの場合、シンガポールの個人所得税は日本と比較してはるかに高いものとなっております。節税のためには、税制を理解しなければなりません。この理解のためにお役に立てれば幸いです。



シンガポール・ドルについて

株式会社日本長期信用銀行

小平 健

以下、シンガポール・ドルについて、その歴史、レート推移、他通貨との比較といった観点から、簡単に纏めてみたいと思います。

① シンガポール・ドル小史

シンガポール独立後のシンガポール・ドルについて簡単に振り返ってみましょう。

- 1965年 シンガポール独立
- 1968年 BANK OF AMERICA シンガポール
政府より ACUライセンス第1号取得
- 1970年 BANKING ACT 制定
- 1970年 アジアダラー市場での取引開始
- 1971年 MAS (シンガポール通貨庁) 活動開始

以降、独立後の経済自立化の為の方針の一環としてシンガポール政府の積極的な支援諸策が奏効し、1970年以降10年間でその市場規模は約140倍、銀行数も約2.5倍と急速に拡大し、更に発展し続けているとえるでしょう。

	1970年	1980年
アジアダラー市場規模 (シンガポール市場)	3.9 億 US ドル	544 億 US ドル
銀行総数	37	91
内現地	11	13
外銀	26	78
(日系銀行)	(2)	(10)
駐在員事務所数	8	48
マネーサプライ (M1)	232.6 百万ドル	428.6 百万ドル

SOURCE: MAS AND FACTS AND PICTURES

この拡大は主に外国銀行の参入による銀行間取引の拡大によってもたらされ、今日では香港と合わせ巨大なアジアダラー市場を形成しています。

このシンガポール金融市場の成功は、第一に当国の政治的安定、そして経済的理由の一つとして、政府当局の諸政策、努力が 外国銀行に対して常に魅力ある取引の場を提供したことによってもたらされたと考えられるでしょう。

又その経緯から、シンガポール市場全体のボリュームに対し、商業ベースと申しましょうか実需ベースでの取引割合は相対的に低いという特徴を作り出しているといえるでしょう。

⑤ シンガポール・ドルのレート推移

さてこのような成功を収めたシンガポール市場に於て、その内容についてこれも簡単に振り返ってみましょう。

一口に内容といっても種々の観点があろうかと思われませんが、比較的関心の高いと思われるシンガポール・ドルの価値～為替レート～の推移を追ってみましょう。

以下の表はシンガポール・ドルと他主要通貨との1970年以降10年間のレート推移であります。

(参考の為に近隣諸国通貨とのレート推移・日本円のUSドル推移及び1983年9月末の各通貨のレートを載せておきました。)

Year	Singapore Dollar Per								
	YEN-US\$	US Dollar	Sterling Pound	Deutsche-Mark	French Franc	100 Japanese Yen	Hong Kong Dollar	Australian Dollar	Malaysian Ringgit
1970	360.00	3.0942	7.4137	0.8485	0.5596	0.8639	0.5095	3.4460	1.0000
1971	348.02	3.0267	7.3976	0.8692	0.5493	0.8697	0.5098	3.4386	1.0000
1972	303.11	2.8092	7.0281	0.8810	0.5569	0.9268	0.4973	3.3494	1.0000
1973	270.34	2.4436	6.0299	0.9143	0.5486	0.9039	0.4741	3.4687	1.0063
1974	291.71	2.4369	5.6940	0.9408	0.5067	0.8354	0.4841	3.5138	1.0153
1975	296.86	2.3713	5.2523	0.9644	0.5532	0.7988	0.4802	3.1069	0.9877
1976	296.40	2.4708	4.4638	0.9818	0.5169	0.8336	0.5041	3.0272	0.9723
1977	267.77	2.4394	4.2570	1.0512	0.4965	0.9110	0.5235	2.7053	0.9912
1978	208.91	2.2740	4.3613	1.1347	0.5039	1.0885	0.4858	2.6030	0.9821
1979	218.20	2.1746	4.6154	1.1876	0.5111	0.9966	0.4351	2.4310	0.9937
1980	225.98	2.1412	4.9777	1.1805	0.5076	0.9475	0.4305	2.4394	0.9839
83/9 末	236.75	2.1405	3.1990	0.8107	0.2661	0.9029	0.2639	1.9193	0.9116

Note: Figures refer to the average rates for the year.

Source: The Monetary Authority of Singapore

さてこの表について興味ある点を拾ってみますと、まずシンガポール・ドルは標準通貨であるUSドルに対し10年間で約1.45倍も強くなっており、この傾向はその後も続いていることがあげられます。一方この傾向は対主要欧州通貨についてもいえ、強い経済力を背景としたドイツマルク日本円がむしろ例外的ともいえる程の強さを示しております。更にドイツマルクについても、1980年以降対USドルレートがマルク安に転じたことから83/9末時点では、やはりシンガポール・ドルの急激な回復が強調されており、1970年と最近時でのレートを比較した場合、シンガポール・ドルに対して強くなっているのは唯一日本円だけであることがわかります。（80年以降のドイツマルクの対USドルレート推移については、後掲CURRENCY TRENDSの図を参照して下さい。）

尚、近隣諸国の通貨に対しても同じ傾向がみられます。1970年～1983年9月末まで考えますとオーストラリア・ドルでは約80%マレーシア・ドルでは約10%、ホンコンドルに至ってはいわゆる1997年問題という特殊事情はあるものの実に約93%もシンガポール・ドルが強くなっており、その強さを強調する結果となっています。

◎シンガポール・ドルの強さについて

以上で簡単ながらシンガポール・ドルの成功物語としてのイメージがえがけたと思いますが、当然のことながら、疑問となってくるのは、何故シンガポール・ドルはこんなに強くなったか、あるいは、実体として本当に数字上と同等の強さがあるのかといった点であると思います。

そこでシンガポール・ドルが強くなった要因として考えられるものをあげてみましょう。

①当国は近隣諸国に比べ、政治、経済面に相対的に安定した位置にあり、当局の努力による市場環境整備と相まって、外国銀行の増加、近隣各国の自国通貨の極端な変動を嫌った近隣諸国からの資本流入等がみられた。

②経常収支については常に赤字であるものの～輸入超～それ以上の長期資本収支の流入があり、“貿易に弱く資本に強い”シンガポールのイメージが定着した。

③国内金利についても10年間の範囲が、8.6%～14.2%と比較的安定的に推移、当局の市場介入等により米国金利との拡差も大幅には開かなかった。

等々その他いろいろと考えられると思いますが、簡単にまとめてみますと近隣諸国通貨に対してシンガポール・ドルが強くなった原因としては、当国の経常収支、長期資本収支といった経済的局面及び政治の安定といった国際政治の側面といった為替に影響を及ぼす諸要因の内、総合的には他の近隣他通貨よりも優位であり続けたことがあげられると思います。

それでは、対国際通貨に対してはどうか前掲の表にある数字上では確かに強くなっていますがその実体はどうか、といった点について1980年以降の動きを見ながら考えてみたいと思います。

この対国際通貨に対するシンガポール・ドルの動きとして特徴的なのは、シンガポール・ドルの安定性であります。

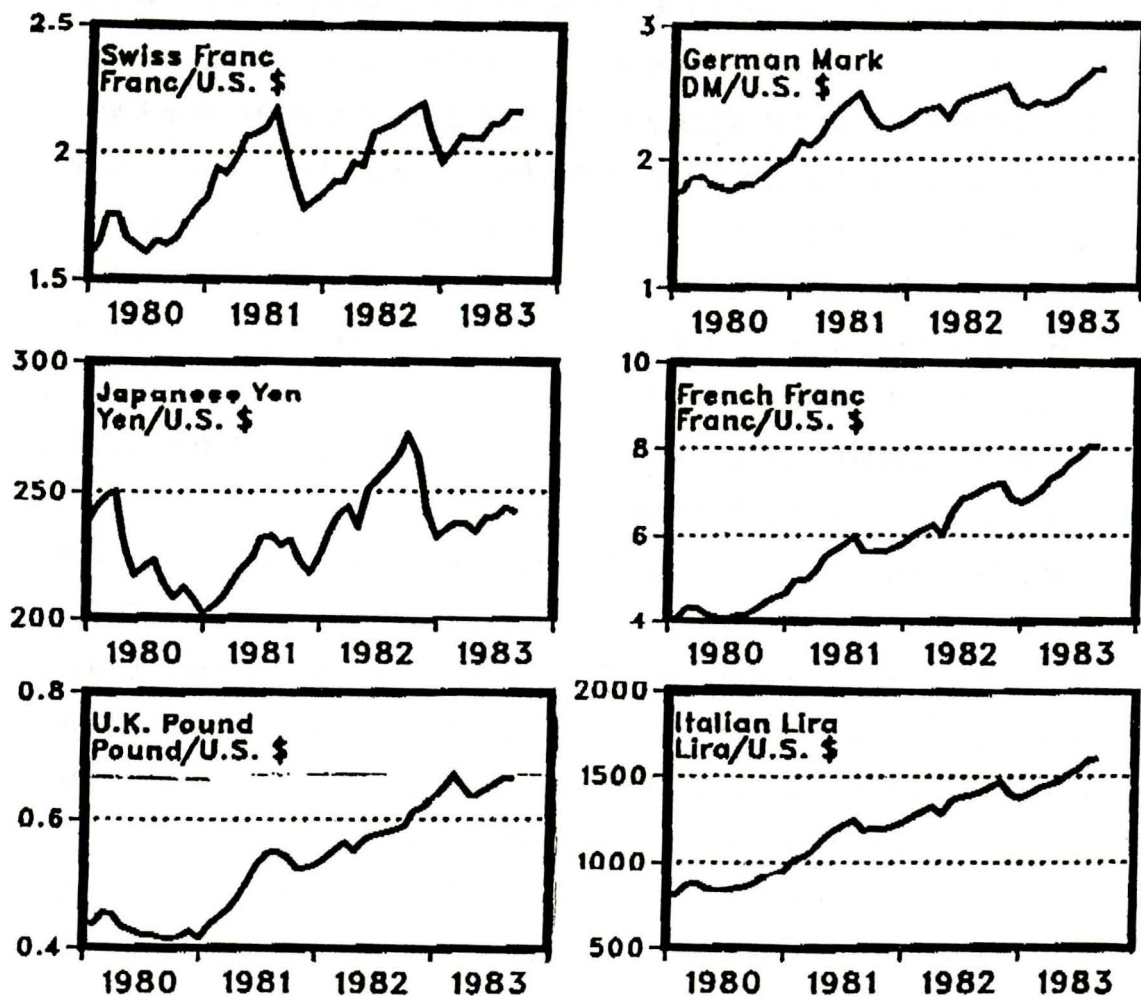
最近時の例として、83年9月中旬以降円の対USドル・レートが2週間に約1000ポイント（10円）の円高に動いたのに対し、同様のシンガポール・ドルレートはせいぜい約100ポイントと1/10の動きしかありません。又、その動き方も極端に言えば あたかもUSドルが国際通貨に対し弱くなりつつあるのを見極めてからゆっくりシンガポール・ドル高の方向へ動き出すといった感じさえ受け取られます。この安定性はシンガポール・ドルが、国際通貨～例えば円～に比して、投機の波に晒されることが少ないローカル通貨であることから、良しにつけ悪しきにつけ積極的評価を受けるのではないことによるものとも考えられます。

すなわちシンガポール・ドルは、当局にとって、“常に目の届く範囲にある通貨”とも言えると思います。このことは例えば、上記のケースとは逆にUSドルの全面高局面に於ても、金利をUSドル金利とあまりかけ離れない水準に誘導するとか、積極的な市場介入等の諸手段をもって対応することによって、国際通貨に比し、比較的安定裡に推移することが可能であろうと考えられます。この点を図を参考に考えてみましょう。

図1は1980年以降の主要国際通貨の対USドルレート推移であります

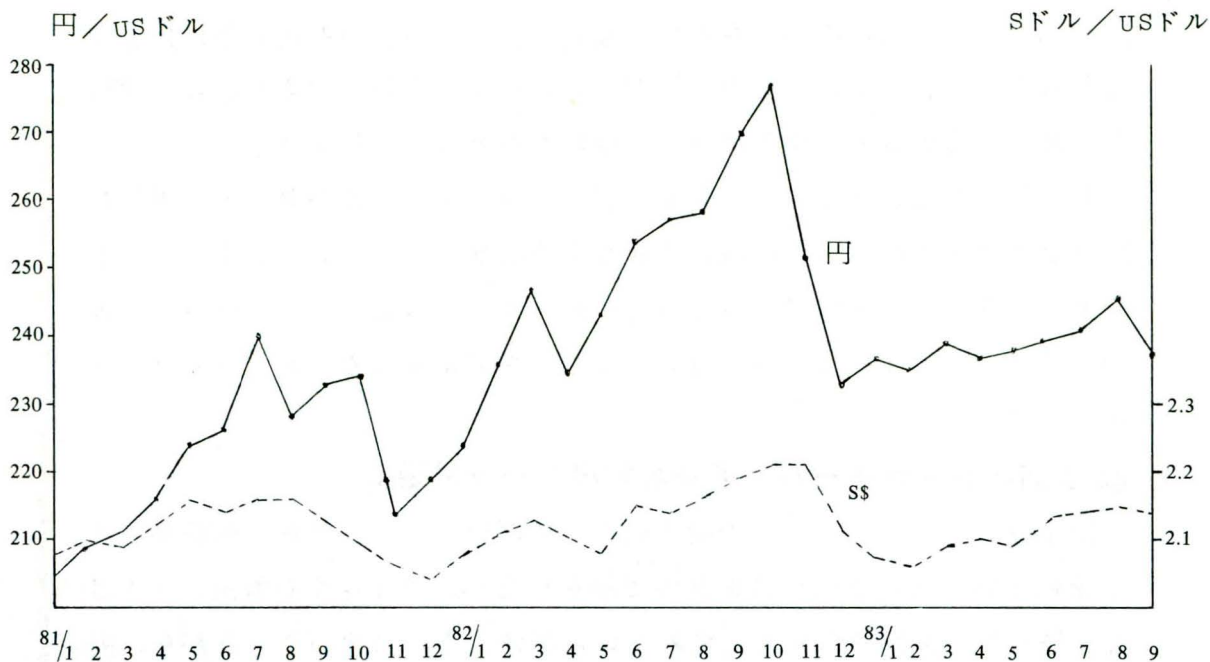
すが、この3年半の間が長期的なU.S.ドルの全面高局面と考えられます。

CURRENCY TRENDS 図 1



この局面に於て、シンガポール・ドルがどう推移したかについて、皆様の関心の深い円との対比で表わしたのが、図2であります。

図 2



ここでも明らかなように国際通貨である円の振幅に比し、シンガポール・ドルは安定的に推移しているといえましょう。各々について詳しく述べるスペースはないものの、この中からシンガポール・ドルの性格というかパターンが感じとられます。

すなわち、有事に強いドル等のUSドル全面高局面にあっても、ローカル通貨であり又、政治経済の安定したファンダメンタルズ良好な通貨として、更には当局による金利誘導等によってシンガポール・ドルは相対的に堅調な推移を見せ、一方USドル下降局面に於て、着実にその価値を上昇させていることがわかつています。

このように、シンガポール・ドルは“マイナス局面にねばり強く、プラス局面に着実に得点する”といったパターンを結果的に持ち、これが、積み重なって数字上の強さに到達したといえるでしょう。

従って極論すれば、1970年代より円は国際通貨として、荒波にもまれながらもその強い経済力（バイタリティ）を背景として、今日の強さを勝ち取ったのに対し、シンガポール・ドルはその基本能力としての高評価

をベースに、ローカル通貨として安定裡に推移、結果的に他通貨に対し円に準ずる価値を有していたともいえると思います。

勿論こういう形で安定した相場が成立し、尚かつ、他近隣通貨に対しても強含みに推移し続けるということは、いわば、理想的であり、この意味から政府当局の努力・手腕は高く評価されるところでしょう。

しかしながら、例えば、円とシンガポール・ドルとの為替レート推移に注目する場合には、この両通貨は同じ土俵に乗っているのではないことを念頭に、あくまでも国際通貨たる円の動きをベースに、それではローカル通貨たるシンガポール・ドルはどう動くかを考えてみなければならないと思います。

④ 当面のシンガポール・ドルの対円レート見通し

以上シンガポール・ドルの動きについて歴史、レート推移、国際通貨との比較といった点を簡単にまとめてみましたが、では今後の対円レートはどのような推移を辿るのか考えてみたいと思います。当然のことながら、円・U S ドルとシンガポール・ドル・U S ドル両面について展望する必要があると思います。

① 円・U S ドルレート

今年の円相場は日本の基礎収支尻～経常収支と長期資本収支を合算したものの～がほぼ収支均衡か若干のプラスで推移しているところから昭和 51 年以来では珍しい程落ち着いた相場へ 237 円を中心に上下 10 円の幅～で推移しています。今後の展開については突発的に国際緊張が高まる要素はあるものの、以下理由により若干の円高方向へ向かうものと考えられます。

- (1) 米国では巨額の財政赤字が見込まれる為 U S ドルに対する需要はあるものの、依然、インフレ抑制が政府最重点政策の一つであり、又南米をはじめとする債務超過国への政治的配慮もあり、米ドル金利の大幅上昇の可能性は少ないと思われます。一方、日本では金利再引下げの可能性は少ないと見られることから日米金利差の大幅拡大は当面予想し難い局面といえましょう。

(2)この状態下、市場は日本の良好なファンダメンタルズに注目しており、円の買い人気は根強いものがある。

(3)米国の経常収支はここ数年のドル全面高の影響から引き続き低迷が予想される。

その反面、主に政治的な問題として

(1)中近東を中心とした問題が、国際緊張をより高める可能性があり、避難通貨としてのUSドル買い局面の要素には事欠かない状態である。

(2)日米貿易摩擦については政治問題化しており、その動向には注視する必要がある。等のマイナス面もあり、急激な円高局面はまず考えられないと思われます。

③ シンガポール・ドルの対USドルレート

前述の通り、基本的には安定した推移を示すと思われますが本年度の海外からの対シンガポール投資額は好調であるものの、強いシンガポール・ドルの輸出価格への反映、貿易収支赤字幅の拡大、フィリピン問題による各国の東南アジア見直し気運等々のマイナス面も無視できないでしょう。

以上から、国際情勢の緊迫化等の特殊要因を除けば、当面のシンガポール・ドルの対円レートは徐々に軟化傾向を示すものと思われます。

日本における国際データ通信サービスの現状

国際電信電話（株）

古市 靖夫

1. はじめに

近年における電気通信技術の目ざましい進歩と政治、経済、文化等の多方面にわたる国際交流の活発化に伴い、国際通信需要は増大しつつあります。とりわけ、経済活動に伴うビジネス情報の交換量は著しく増加し、より速く、経済的で、高度な情報処理が要求されるため、コンピュータが利用されることが多くなってきました。

コンピュータとコンピュータ、コンピュータと端末の間でのデータファイルの転送、分散処理、メッセージ通信、TSSアクセス、情報検索等を行なうコンピュータ通信やデジタルファクシミリ、コミュニケーションワードプロセッサ間の通信のことをデータ通信といいます。

国際間でデータ通信を行なうための伝送手段として、従来はPoint-to-Pointの専用回線が多く用いられてきました。また1972年11月に開始された国際テレックス網にコンピュータを接続し、テレックス端末との間で50bpsの伝送速度によってデータ通信を行なう国際公衆通信回線サービス（電信型）や1982年12月に開始された国際電話網にコンピュータを接続してデータ通信を行なう国際電話型公衆通信回線サービスも利用されるようになってきました。

しかしこれらの方法では技術的にも利用上でも制約があります。すなわち国際テレックス網は伝送速度が50bpsと遅いうえに、伝送できる符号が英字の大文字、数字および若干の記号のみに限定されています。国際電話網は人の声を伝送するために設計されており、高速のデータ伝送には品質の面で問題があります。

また国際間の専用回線でコンピュータ相互を接続すると不特定の相手とは通信できないのはもちろん、通信料が月額固定のため多量の通信量が無い

場合は不経済です。

以上のように今までの国際間のデータ伝送手段は、電話あるいはテレックス用に設計された回線の流用でした。しかし、昨今のコンピュータや端末の利用技術の著しい進歩に伴い、従来に比べて高速で高品質の国際公衆データ通信サービスに対する要求が強くなり、公衆データ網構築のための、諸般にわたる国際標準化が、1970年代後半から1980年代前半にかけてISOやCCITTを中心に行なわれてきました。その結果パケット交換技術をベースとした公衆データ通信網が、国内網やいくつかの国々を結ぶ地域網という形で実用化されてきました。

公衆データ通信網は、電話、テレックスに続く第3の公衆電気通信網であり、前二者がそのサービス内容、網の地理的なひろがりの点でほぼ完熟の域にあるのに対し、公衆データ通信網はまだ揺らん期にあり、今後、サービス内容の充実がはかれるとともに国内的にも国際的にも拡張の途上にあるといえます。

KDDはこのような需要の動向と各国の状況に対応して新しい国際電気通信サービスを導入することとし、その計画にVENUS計画と名付け1977年に着手いたしました。VENUS計画は、パケット交換方式をベースとして高速ファイル転送、データベース・アクセス、メッセージ通信の実時間(リアルタイム)交換および蓄積交換の国際データ通信サービスを提供するための計画であり、まずVENUS-Pという名称で基本的なサービスを1982年に開始いたしました。なおデータベース・アクセスについてはすでに1980年に国際コンピュータ・アクセスサービス(ICAS)としてサービスが開始されましたが、このICASは1983年7月にVENUS-Pに吸収統合されました。

2 日本における国際データ通信サービスの現状

現在、日本におけるデータ通信サービスは、公衆電気通信法上、①データ通信回線サービスと②データ通信設備サービスに分類されています。前者には1).民間企業等が自営するコンピュータ相互、あるいはコンピュータと端末の間を専用的に結ぶ特定通信回線サービスと2).民間企業等が自営するコンピュータ等をNCUを介して、電話やテレックス公衆通信網に接続して、不特

定多数がその電子計算機等を利用できるようにする従量料金制の公衆通信回線サービスとがあります。

②のデータ通信設備サービスは、NTTやKDDが直営するデータ通信設備を一般の人々に利用していただくサービスです。このデータ通信設備とは電気通信回線およびこれに接続するコンピュータの本体や入出力装置等からなる電気通信設備をさしており、このサービスでは交換処理、情報処理の一方あるいは両方の機能が利用可能です。

2・1 回線サービス

KDDが現在提供している国際データ通信サービスのための国際特定通信回線サービスには、音声級回線のほか、電信級回線として50bpsから200bpsまで6種類のものがあり、1983年7月末現在で277回線が利用されています。

国際公衆電話網にコンピュータ等を接続し、電話回線を利用して国際間でデータ通信を行なうことも1982年12月より可能となりました。1983年7月末現在で17回線が利用されています。また国際公衆通信回線サービス（電信型）の利用は年々著しく増加しており、1982年3月では281回線でしたが、1983年7月末には415回線（KDD加入）が利用されています。

2・2 設備サービス

KDDは国際データ通信設備サービスとして、KDD直営のメッセージ交換用のコンピュータを予め定められた利用条件で複数のユーザに共同利用していただくレディーメド型の設備サービスとしてAUTOMEXサービスを1973年3月からはじめました。また1976年からは個々のユーザの要望に応じてユーザ専用のメッセージ交換処理システムをKDDが設置し、運用するかたちでサービスを提供するオーダーメド型の設備サービス（個別サービス）も開始いたしました。これら二つの設備サービスはKDDのセンタに設置されたコンピュータを仲介にして、国内、海外にある同一ユーザの端末間でのメッセージ交換が行なえるようにしたものであり、いずれの場合もその利用形態は、同一企業内専用（排他）型です。

AUTOMEX サービスでは、メッセージの中継、通信文の再送、伝送速度の変換等が行なえます。端末としてはフリーラン方式のほかポーリング方式も可能です。このサービスは1983年7月末現在で21社の利用があり、利用端子数は178、うち国際回線が105、国内回線は73で、国内側端末数は109です。個別システム・サービスは、ユーザの要求に合わせて個々にシステム設計し、建設するもので、国際航空データ通信サービスをはじめ、現在5システムが運用されています。

以上のほかデータ通信を行なうことができるサービスとしてはデーテル・サービス、海事衛星通信サービス、VENUS-Pサービスがあります。

国際デーテル・サービスは、国内の端末と海外の端末との間で、データ信号やファクシミリ信号の伝送を行なうもので1971年9月から開始されました。東京、横浜、名古屋、大阪、神戸のユーザを対象に、米国、カナダ、オーストラリア、香港、シンガポール、フィリピンの6対地との間、及び海事衛星通信設備搭載船でデーテル設備を持った船舶との間でもサービスされています。

しかし、1980年10月から国際電話網を利用したデータやファクシミリ信号の国際間伝送の取扱いが開始されたため、デーテルの利用回線数減少の方向にあり、1983年7月末では35回線になっています。

VENUS-Pはこれまで述べた各種データ通信サービスの持つデメリットを解決し、データ通信のための使い勝手のよい電気通信回線を提供するもので、既存の専用回線や電話回線を通じて行なわれてきたこれまでのデータ通信サービスとは異なるサービスです。そこで、このVENUSネットワークは電信、電話につぐ第3の公衆ネットワークとして今後の発展が期待されています。

3. VENUS-P サービス

3.1 VENUS-P サービス特徴

前章で述べた背景のもとに設定されたVENUS-Pサービスでは技術、制度の両面でコンピュータを中心とした各種のデータ通信にふさわしいいくつかの特徴を持っています。その主なものは次のとおりです。

- (1) 専用線、特定通信回線のように通信の相手方が制限されることがな

い公衆型のネットワーク・サービスである。

- (2) 通信料は従量制である。すなわち送受された情報量に応じて通信料を支払う方式である。
- (3) 伝送速度は 9,600 bps まで可能であり、既存の公衆型サービスに比しはるかに高速である。
- (4) VENUS-P サービスの端末機器は、KDDが定める技術的条件に適合するものであれば、利用者が任意に選択した端末を使用することができる。
- (5) 欧米その他の主要国で採用され、世界のすう勢となりつつあるパケット交換方式を導入している。パケット交換方式の特徴は次のとおりである。

a.パケット交換方式は1963年米国RAND研究所のP. Baranが提唱し、米国防省が実験網ARPAネットにより実用性を実証したことがその発展のもととなった。

パケット交換方式では、情報を一定の長さに区切り（128文字等）、その頭にHeaderと呼ぶ、宛先、サービス種別等の制御情報を付加したうえで、これを単位（パケット）として網内を伝送交換するもので、交換機や伝送路では一つのパケットが取扱いの単位となっている。

b.回線交換方式に比し、伝送されるデータの信頼性が極めて高い、例えば伝送誤り率は、回線交換方式の場合は 10^{-6} 程度とされているが、パケット交換方式では $10^{-8} \sim 10^{-10}$ 程度である。これは一般にコンピュータ内部での誤り率と同じ程度である。伝送品質が高品質であるため端末の情報処理能率も向上する。

c.端末、加入者線や局間中継線の利用効率が低いパケット交換ではメッセージの通過する方向のみの回線を、パケットを伝送する時のみ使用するので、情報の送受の無い時でも回線を保留する回線交換方式にくらべ、回線の利用効率は高い、またパケット端末の場合では、複数（最大約4,000）の相手端末との間に同時に通信を行

なうことができるので、端末加入者線等を有効に利用できる。また異なった伝送速度を持つ端末がパケット交換機に収容されても、局間中継線(国際回線)上では規格化した伝送速度でまとめて伝送するので、国際回線に分割損がなくなる。

d.異種端末間通信が可能となる

パケット交換機で蓄積交換を行なうため、スピード変換、プロトコル変換が容易に実現できる。したがって異なるスピードや異なるプロトコルを持つ端末同士、例えば 2,400bps の BSC 端末と 4,800bps の $\times 2.5$ 端末間の通信が可能となる。

e.呼の設定時間が短い回線交換の場合呼の設定には数秒以上かかるが、パケット交換の場合は約 1 秒で設定できる。

このようにパケット交換方式は、回線や端末の効率的運用ならびに多様化、複雑化するニーズに対応するのに適した技術であるばかりでなく、その蓄積機能を利用して、ネットワークの機能高度化をはかり、より使い易いネットワーク・サービスを提供し得る可能性を持つ技術です。このため多くの国でパケット交換がデータ通信のための技術として選択され、現在普及し、定着しつつあります。

一方、回線交換方式は高速かつ多量のデータトラヒックの通信に適しており、今後も需要の伸びは充分あると予測されておりますが、デジタル電話網との相似性から、これをも含めた総合的位置付けに立って導入する必要があるため、各国とも ISDN (サービス統合デジタル網) 計画に含めて検討を進めております。

3.2 VENUS-P サービスの内容

3.2.1 サービスの定義

VENUS-P サービスは、日本と外国との間でデータ通信を行なうために設置された交換設備および電気通信回線等からなる公衆電気通信設備を用いて、パケット交換方式により符号の伝送を行なう公衆電気通信サービスです。このサービスには KDD で新たに開発した国際データ通信処理システム (DS-1 システム) が用いられています。

3.2.2 外国サービス対地

外国側の持続可能国（対地）は1983年8月末現在、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、西ドイツ、スペイン、スイス、ベルギー、スエーデン、オーストリア、南アフリカ、グアドループ、マルティニーク、シンガポール、韓国との15対地です。

3.2.3 国内加入区域

日本国内でVENUS-Pに直接加入契約できる区域は当面、東京都区内および大阪市内に限られています。なお1982年9月末からはNTTのDDX網の端末からも利用契約をすることによりアクセス可能となりました。

（1983年8月末現在183都市）。さらに国内電話網経由により日本のどこからでもVENUS-Pシステムにアクセスすることもできます。

3.2.4 端末の伝送速度

DTE (Data Terminal Equipment) の回線速度は100bpsから9,600bpsまでのものが使用可能であり、その端末の速度に応じ、300、1,200、2,400、4,800および9,600bpsの5種類の契約品目から一つを選択し契約することができます。

3.2.5 端末の伝送制御手順

加入者のDTEと網側のDCE (Data Circuit Terminating Equipment) との間のインタフェース条件 (DTE/DCEインタフェース) として規定するDTEの伝送制御手順には次の4種類があり加入時に選択されます。

- (1) CCITT勧告X.28（調歩式一般端末用）
- (2) CCITT勧告X.25（パケット形態端末用）
- (3) ISO標準HDLC（ハイレベレデータリンク制御手順）
- (4) ISO標準BSC（基本形データ伝送制御手順）

3.2.6 付加機能

オプションとして加入者が選択できる事項としてはパケット多種化機能、短縮ダイヤル、ダイレクトコール、代表番号等があります。ただし端末の種類によって選択できる機能が異なります。

3.2.7 料 金

1). 加入契約の場合は設備料（加入時 1 回限り）基本料（毎月固定額）および付加機能使用料ならびに従量制による通信料がかかります。2). 利用契約では設備料、基本料は必要ありません。通信料は呼の保留時間（分単位）に基づく時分料および伝送情報量に基づくセグメント料（セグメント単位）により構成されています。1 セグメントは 64 オクテット（1 オクテットは 8 ビット）から成ります（ビット数では 512 ビット）。

3.2.8 加入番号

公衆サービスでは不特定多数の相手と通信を行うので 通信相手国の公衆データ通信網および通信相手先の 端末機器を選択して接続するために特別な番号が必要となります。

国際公衆データ通信網の番号計画に関する CCITT 勧告では、国際公衆データ通信網の端末機器に付与される番号は最大 14 桁で、このうち初めの 4 桁が特定の公衆データ通信網を識別する「データ網諸別番号（DNIC—Data Network Identification Code）」、残りの最大 10 桁が、その公衆データ網の「網内端末番号（NTN—Network Terminal Number）」として用いることとなっています。

4 桁のデータ網識別番号のうち、初めの 3 桁は「国番号（DCC—Data Country Code）」を示し、CCITT によりあらかじめ各国ごとに番号が割当てられています。また、データ網識別番号の最後の桁（4 桁目）はそれぞれの国におけるネットワーク（またはサービス）番号で、各国が独自に 0 から 9 までのうちの数字 1 個を付与することとなっています。

日本の場合、国番号は 440 で 4 桁目は NTT の DDX-P が 1、VENUS-P は 8 が割当てられております。網内端末番号については VENUS-P の場合 5 桁を採用し、これを「加入者番号」と呼んでいます。1 桁目は都市を表わし東京は 2、大阪は 6 で表示しています。

外国から VENUS-P の加入者を呼ぶ場合の具体的な番号例は次のとおりです。

東京の加入者	4 4 0 8	2 × × × ×
大阪の加入者	4 4 0 8	6 × × × ×

なお、DDX-P経由でVENUS-Pを利用する利用契約者にはDDX-P網での番号がそのまま使用されています。外国からこの加入者を呼ぶ場合は次のとおりです。

DDX-P 加入者 4 4 0 1 ×××××××

3.3 ユーザの動向

3.3.1 調歩式一般端末からの利用

- (1) 論文、図書、特許などをはじめとして、市況情報、経済情報、物性や化合物情報等にいたるまでの種々の情報を蓄積しているコンピュータのベースに、対し遠隔地にあるプリンタ型やディスプレイ型の端末から通信回線を経由してアクセスし、オフィスや研究室に居ながらにして必要な情報を索出することができるオンライン情報検索サービスが広く利用されています。これは必要な情報を的確に、迅速にしかも手軽に経済的に収集したいという切実な要求と、これに応えられた良質なオンライン・データベースの構築とデータ通信サービスの拡充がうまくマッチしたことによるものです。

KDDにおいても、このような要望に応えるため、1982年4月のVENUS-Pサービス提供に先立ち、1980年9月から日本国内の端末から外国のコンピュータにアクセスし、主として情報検索を行なうための国際コンピュータ・アクセス・サービスの提供を開始しましたが、1983年7月のVENUS-P設備拡充を機会にVENUS-Pサービスに吸収統合しました。なお調歩式一般端末によりVENUS-Pを利用する際の伝送速度は100、110、150、200、300および1,200 bpsの6種類が可能です。

- (2) 利用状況—調歩式一般端末から外国のホスト・コンピュータをアクセスするにはKDDと加入契約を、また、加入電話経由で利用する場合は利用契約を結ぶこととなりますが、この利用契約の際NUI(Network User Identification)の割当てを受けなければなりません。このNUIは電話網からVENUS-Pにアクセスする場合の利用者の識別に用いる符号でパスワードを含んでいます。またデータベースを利用するためには別途データ・ベースVENDORとの間で利用契約を結び

そのデータベース用のパスワードを取得しておく必要があります。1983年7月末現在 VENUS-Pにおける調歩式一般端末の利用者数は1,449です。利用者の業種としては医学、薬学関係が最も多く、次いで製造業、大学、国会、私立研究所などとなっています。

1983年7月における利用状況は発信度数が17,000コール、利用時間数は17万分、伝送セグメント数は3百万セグメント（1セグメント＝64文字）でした。これはサービス開始当初にくらべ、各項目とも10数倍の伸びを示しております。

3・3・2 同期式端末からの利用

- (1) コンピュータとコンピュータ、コンピュータと高速データ端末、高速データ端末相互間、日本側ホスト・コンピュータと外国側低速端末間でのファイル転送、分散処理、リモートジョブエントリおよび外国からのTSSアクセスや情報検索を行なうために利用でき2,400bps、4,800bpsおよび9,600bpsの packets 形態端末、または同期式一般端末が用いられています。
- (2) 利用状況—同期式端末によってVENUS-Pを利用する際、これを何に應用するかというユーザサイドにおける應用レベルの準備が重要なポイントとなります。すなわち自由なアプリケーションを選ぶことができるためにデータ処理用コンピュータとネットワーク側とのインタフェースをハード、ソフト面で合わせることのほか、應用形態に適合した處理レベルでのソフトウェアのコンパティビリティに充分な配慮が必要となります。よって調歩式端末利用のように簡単な端末からダイヤルアップし、パケット交換網経由でデータベースにアクセスするというような規格化されたアプリケーション以外にも複雑な準備が必要となる場合があります。

この型のサービスは1982年4月から提供を開始しましたが、上記のような理由から急激な利用者増は見られず、1983年7月末現在で加入契約は21、利用契約は6となっています。利用者の業種はコンピュータメーカ、情報処理関係等データ通信そのものに直接関連する企業がほとんどです。今後、網の拡充、應用面での理解がもっと深まれば一

般の貿易会社、メーカ、出版会社等に広く利用されるものと思われます。1983年7月の利用状況は発着度数が合計で3,500コール、利用時間数は23,000分、伝送文字数（セグメント数）百万セグメントでした。

4. 将来の動向

4.1 ネットワークの拡充と機能の高度化

データ通信のためにユーザが自営するコンピュータや端末等のコストは、電信、電話の場合に比べ、非常に大規模な設備投資が必要です。そのため、ネットワーク側の拡充予定を見極めた上でないとニーズが顕在化しないと思われます。したがって今後ともニーズに先行して対地の拡張を実施したり、拡張計画を明らかにしてゆくことが重要と考えております。また提供できるプロトコルの種類や伝送速度の種類を増加させ、サービス品目や利用できる端末機器の範囲を広くすることもサービスの拡充のために必要であると存じます。

VENUS-Pのような公衆データ網を利用したいとする需要のかかなりの部分は電文やファクシミリなどのメッセージ通信であることが予測されており、公衆データ網の高度利用を図るためにも新サービスあるいは付加サービスとしてメッセージ通信処理を公衆通信網でサポートする必要性が高まっております。国際間のメッセージ通信には各国のサービス提供条件の違いを乗り越えたものが必要であるためCCITTではMHF (Message Handling Facility) と称し標準的にメッセージ通信処理を実現する手段を重要な課題として現在研究中です。ここでいうメッセージとは宛先等の制御情報からなるエンベロープと本文としての任意情報からなるコンテンツで構成される一連の情報で、送信者（人またはコンピュータ）から受信者に配信されるものです。コンテンツの内容としては一般の電文からファクシミリあるいは音声（デジタル音声）など任意のものがあります。MHFがもつ標準的なメッセージ通信処理としては端末側では簡単に実現できない、配信レベルの指定、時刻付与、同報配信、再送等の転送サービス、コンテンツのタイプの変換を行なう変換サービス、配信証明や料金通知をする案内サービス、クロスレファレンスの作成等があります。

4.2 画像通信需要への対応

VENUS-P サービスはこれまで述べてきたデータ通信等の需要のみならず、画像通信の需要に対しても対処し得るものと想定されております。

その代表的なものは、これまでにCCITT勧告が固められているものとしてTeletex と Videotex があり、現在検討が進められているものにはG IVファクシミリならびにミックスモードTeletexがあります。これらのCCITT標準の画像通信需要に対し、KDDではVENUS-Pネットワークでの最適な対処方法を目下検討中です。

4.3 サービスの統合化

現在、主要国において電話網のデジタル化を前提に、電話、データ、画像等多様なサービスを統合するサービス統合デジタル網（ISDN）の導入が計画されています。CCITTにおいても1980年代後半から90年にかけて各国でのISDNサービスの開始に備える作業が急速して進められています。なお、ISDNのためのプロトコルにはパケット交換および回線交換の両プロトコルが包含される方向にあります。

以上

会 員 紹 介

* MINOLTA SINGAPORE (PTE) LTD

(ミノルタシンガポールプライベート・リミテッド)

所 在 地 : 110 Middle Road #07-01
Chiat Hong Building, Singapore 0718

電 話 : 3365441

設 立 : 1972年6月(登記), 1972年12月(操業)

形 態 : 子会社

代 表 : 上野 浩 (取締役)

Mr. H. Ueno (Director)

従 業 員 : 84名、日本からの派遣社員3人

事業内容 : 光学機器及び事務用機器の輸入販売。

仕入先 Minolta Camera Co Ltd.

(会社の特色)

歓迎され、信頼される商品とサービスの提供を通じて国際社会に
貢献すると、ともに企業の安定した発展を図り合せて企業に関係す
る人々に人間性豊かな生活を確保する。

* NIKKEN SEKKEI LTD

Singapore Representative Office

(株) 日 建 設 計

(シンガポール駐在員事務所)

所 在 地 : 10 Collyer Quay #11-03
Ocean Building, Singapore 0104

電 話 : 5330319

設 立 : 1983年7月(登記)

形 態 : 駐在事務所

代 表：畑 利朗（所長）

Mr. T. Hata (Representative)

従 業 員：2 名、日本からの派遣社員 1 名

事業内容：建築設計監理、土木設計監理、都市・地域計画（土地利用、交通、空港、港湾、都市開発）調査・コンサルタント（都市計画、関連調査、環境アセスメント、フィジビリティスタディ、測量、土質調査）コンピューター（プログラム開発、システム開発、シミュレーション各種解析）海外プロジェクト（社会開発、工業開発プロジェクトのコンサルタント）

（会社の特色）

駐在員事務所としては、シンガポール、マレーシア、インドネシアを主たる対象地域として、情報収集、受注活動を行う。当社は、国内に1,000 名以上の建築家・技術者、プランナーを容れる総合設計事務所として、海外においても、その豊富な経験と技術力、総合力を生かし、コンサルティング業務を行うべき、まずシンガポールに拠点を設置。

* NIPPON COMPUTER SYSTEMS & SERVICES PTE LTD

所 在 地：#06-04 Delta House
2, Alexandra Road, Singapore 0315

電 話：2737491, 2737492

設 立：1980 年 2 月（登記），1980 年 3 月（操業）

形 態：その地

代 表：茶木 敬二（専務取締役）

Mr. K. Saki (Managing Director)

従 業 員：21 名、日本からの派遣社員 2 名

事業内容：1. コンピュータコンサルティング

2. コンピュータ教育

3. 各種コンピュータソフトウェア開発（特に製造業におけるコンピュータシステム開発）

4. NEC コンピュータの販売とそのソフトウェア開発。

（会社の特色）

1. お客様のニーズにあったシステム開発をすること。

2. お客様へのアフターケアの充実

*** ISUZU MOTORS OVERSEAS DISTRIBUTION CORPORATION**

（いすゞ自動車海外販売（株））

所在地： 301 Jurong Town Hall Road #02-09
Jurong Town Hall, Singapore 2260

電話： 5601133

設立： 1982年9月（登記、操業）

形態： 駐在員事務所

代表： 市瀬 英雄（駐在事務所長）
Mr. H. Ichise (General Manager)

従業員： 6名、日本からの派遣社員2人

事業内容： 自動車に関する市場調査、経済動向調査及び現地販売店の
販売促進、支援。

（会社の特色）

現地ディーラーを側面援助していすゞ車の拡販を行なう。駐在員事務
所の為直接販売にからむ業務は一切行なえない。

*** NATIONAL OXYGEN PTE LTD**

（ナショナル・オキシジェン・プライベート・リミテッド）

所在地： 22 Tanjong Kling Road, Jurong, Singapore 2262

電話： 2234660

設立： 1983年7月（登記）、1984年4月（操業）

形態： 合併

代 表：井手 興彦（社長）

Mr. O. Ide (Managing Director)

従 業 員：34名、日本からの派遣社員4人

事業内容：酸素、窒素、アルゴン、水素、アセチレン等工業用ガス、
特殊ガス及び関連機器の製造、仕入、販売。

（会社の特色）

よりよい製品と技術サービスを適正価格で供給。

日系各社には日本的サービスをモットーとしております。



Asian – Pacific Tax & Investment Research Centre の紹介

The Asian-Pacific Tax & Investment Research Centre in Singapore is an independent documentation and research institute specifically created to meet the growing needs of governments, and the business and professional communities, for impartial information on taxation and investment matters relating primarily to the countries of the Asian-Pacific region.

Centre's first class library contains historical and current material on:

- International taxation including loose-leaf publications with updates;
- Texts of taxation and investment statutes, revenue rulings, notifications, budget documents and commentaries thereon;
- Case law, and reports prepared by Chambers and research institutes;
- Periodicals on taxation and investments including News Service/Letters issued by accounting and law firms.

These library facilities are open to members without any extra charge. Copies of the documents can also be obtained on a nominal charge. Information on specific issues on taxation and investment can be obtained through letters, telex or telephone.

Centre's publications include regular monthly Bulletin (a copy attached), its first book on "Taxation in Asian-Pacific Region – a country by country survey", and its News Service. The latter will bring you the fiscal and non-fiscal developments in the Asian-Pacific countries.

This Centre can play a significant role in meeting requirements of your body and members thereof on current developments in taxation and investment laws, practices, procedures, and the allied matters, relating to Asian-Pacific countries. It will supplement the existing in house facilities of the business firms.

理事会の動き

第171回1983年10月11日(火)正午～

議 事 :

1 前回議事録承認

異議なく承認された。

2 審 議 事 項

- (1) 生産性セミナー、QCサークル研究発表大会及びポスター・コンクールの運営について

事務局より各事業の進捗状況について報告した後、審議に入った。その結果、次の通り運営していくこととなった。

①ポスター・コンクール

○10月20日午前11時から本所会議室にてポスター審査会を開催する。審査会には日本人学校の絵画担当教員はじめ各理事に都合のつく限り参加いただく。

○応募いただいたポスターは、11月2日～6日まで伊勢丹ハブロック店3階に展示する。

○オープニング・セレモニーに DR. WONG NPB 長官に出席していただくよう依頼する。

最終的 DR. WONG 長官の都合がつかないため、オープニング・セレモニーは行わないこととなった。かわりに、11月5日午前11時から同展示会場にて表彰式を行い、水戸会頭より入賞者に表彰状と賞品を授与することになった。

②QCサークル研究発表大会

○11月9日開催のQC発表大会では、水戸会頭のあいさつに引続き、DR. WONG NPB 長官に OPENING ADDRESS をしていただくよう依頼する。

○当日の司会・進行は小出理事に一任する。

○参加チームとの事前打合せ、会場下見を10月28日に開催する。

③生産性セミナー

○11月18日開催の生産性セミナーにおいても、水戸会頭にごあいさついただいた後、当国政府の然るべき大臣に OPENING ADDRESS を依頼する。

○当日の司会進行は小出理事に一任する。

④これら3つの事業の取材を SBC はじめ報道機関に依頼する。

3 報告事項

(1) 西日本経済協議会アセアン使節団との懇談会・午さん会の開催について

西日本の6経済連合会からなる標記使節団との懇談会・午さん会を10月13日にシャングリラ・ホテルで開催する旨事務局より報告した。

(2) 会員講演会の開催について

日本長期信用銀行国際調査部主席審査役西村厚氏をお迎えして、「ASEAN 経済の現状と展望～カントリー・リスク問題を中心にして～」と題して10月26日、マンダリン・ホテルで会員講演会を開催する。

(3) 部会・委員会等開催報告

①委員会

○10月7日(金) 広報委員会

②懇談会等

○9月16日(金) PRIME MINISTER'S 60TH BIRTHDAY DINNER

○9月20日(火) 中華総商会主催 MID-AUTUMN FESTIVAL

○10月4日(火) 運営担当理事会

○10月6日(木) PRODUCTIVITY MONTH運営委員会

○10月 7日(金) JOINT CONSULTATIONに関するNPB
との懇談会

○10月 10日(月) 在星日系報道関係者との懇談ゴルフ・懇親会

③来星ミッション

○10月 2日(日) 安川電機製作所一行

○10月 5日(水) 堺商工会議所一行

4 入・退会

事務局より下記の入・退会を報告し、審議の結果、次の通り決定した。

(1)入会 (2件)

** ISUZU MOTORS OVERSEAS DISTRIBUTION CORPORATION -“B”

** NATIONAL OXYGEN PTE. LTD. ----- “B”

(2)退会 (2件)

** SINGAPORE THREE STAR CO., (PTE) LTD. LTD.

** O.C.P.S. PTE. LTD.

5 会計報告

吉永財務委員より1983年9月分の会計報告があり、異議なく承認された。

以 上

10～11月の主な経済記事

10月17日　。シンガポール今年1～9月間にEDBに寄せられた製造業投資計画は15億1000万Sドルに達しており、今年通年では昨年通年の17億5000万Sドルには及ばないものと見られるが、今年の投資は最新技術と高い、労働者1人当たり付加価値を伴うプロジェクトが多く、質的に改善している。今年はアメリカ及び日本からの投資回復が著しく、アメリカからの投資計画は今年1～9月間ですでに5億900万Sドルに達し、昨年通年の5億1400万Sドルに接近している。また日本からの投資計画（石油化学プロジェクトを除く）は昨年は通年で7800万Sドルと低調だったが、今年は9月末までにすでに1億3500万Sドルに達し、通年では1億5000万Sドルまで増加すると見られる。ヨーロッパから今年1～9月間に寄せられた投資計画は2億7400万Sドル（うち1億5800万Sドルは英国から）で、通年でも昨年の4億300万Sドルには及びそうもない。昨年は英国からの投資計画が2億6390万Sドルと高水準であった。

26日　。労働省は雇用主から提出されている非伝統国からの移入労働者の労働ビザ（work permit）更新申請に対して柔軟な態度をみせはじめている。

これらの諸国からの労働者は原則として労働ビザの切れた時点で帰国させられることになっているが、労働省スポークスマンは「雇用主からのアピール内容を検討する間、一定期間の延長が認められている」と述べており、これまでの例ではその延長期間は3カ月までとされているようだ。雇用コミッショナーからすでに労働ビザの更新を拒否され

ているにもかかわらず再申請する企業が後を絶たないといわれる。これらの多くは織物、雑貨および食肉業などに従事する小商人からのもので、更新申請の理由として仕事の特殊性から地元やマレーシアなどの伝統国から労働力を得ることができないことをあげている。

これらの雇用主は仕事内容が労働集約型で、経営努力ではどうにもならない数々の理由から機械化が難しい状態にあり、もし労働ビザの更新が拒否されれば業務上大きな支障をきたし経営が成り立たなくなる、と訴えているという。ちなみに、労働省は労働力不足が激化した1981年6月に暫定措置としてインド、バングラデシュ、スリランカ、パキスタンなど非伝統国からの労働者移入を、2年間のワークパーミット期限切れ後は更新しないとの了解のもとに、認めた。そして昨年10月には、自動化と労働環境改善を進める企業への猶予措置として各企業の総労働力の5%以内1社当り最高50人を限度にこれら非伝統国からの労働者を引き続き雇用することを認めると発表していた。

27日 。シンガポール・チャンギ空港第2旅客ターミナルの建設は当初の予定どおり1987年までに完成する予定である。工費5億8ドルを超えると予想されるこの第2旅客ターミナル建設計画については、昨年チャンギ空港利用者の伸びが緩慢化したことを理由に政府はいったん同ターミナルの建設を急ぐ必要はないと決定したが、1988年までには同空港の利用者が昨年の利用者を約350万人上回る年間1200万人に達することが予想され、現在の第1旅客ターミナルの能力を200万人上回る為、1987年までの工事完成方針を固めた。

31日 。政府は工業部門における中小企業の一層の育成・振興をはかるため、経済開発局（EDB）管轄下の小型工業融資計

画（SIFS）の融資額・適用範囲を拡大することになった。

EDBの28日発表によると、SIFSローンはこれまで固定資産200万ドル以下の地元企業に機械装置購入や工場ビル建設の資金あるいは運転資金として150万ドルまでのローンを年利9%の固定利率で融資してきたが、今後この条件を拡大し固定資産300万ドル以下の地元企業に最高200万ドルまで融資することになった。金利は現行通り年利9%。

また、このEDBからの資金を使ってSIFSローン融資業務に参加する金融機関とし現在は6銀行、1金融会社が認められているだけだが、企業家にとって同ローンを得やすくするために更に2～3の金融機関に同計画への参加を認める方針という。

SIFSは小型工業会社の機械化・自動化による生産性向上を目的に1976年に導入、これまでに約600社に2億～2億5000万ドルのローンが提供されている。

11月 2日 。不動産市況が全般に低迷するなかで、競売方式による不動産売買が活発化している。

業界筋によると、今年これまでにすでに35回の不動産の競売が行なわれており、昨年通年の2倍に達している。また、これまでは金融機関がその抵当物件を競売にかけるケースが多かったが、今年はその9割がオーナーの委託によるものである。いずれにしても、今年はシンガポールの歴史始まって以来、最も競争が盛んな年という。

こうした現象の基本的原因としては、不動産市況の沈滞が続くなかで、より高くより早く不動産の売却を求める不動産オーナーが競って同方式を採用したことが考えられる。またこれまで破産のイメージと結びつけられ、嫌われてきた不動産の競売がこうしたイメージから解放され、その長

所が認められたという事情もある。このほか、一般に競売が成立すると買い手はただちに買価の25%を支払うため売り手は迅速に売り値の一部を回収できること、競売広告はい個別の不動産売買広告よりも効果が大きいこと等の理由も考えられる。

外国、特に豪州では不動産オーナーによる公開の競売活動が盛んに行なわれており、当地でも今後さらに同方式が普及することも予想されている。

- 3日。政府は近く雇用法に修正を加え、婦人や未成年者の地下工事への参加を認める方針である。

オン・テンチョン無任所相兼 NTUC（全国労働組合評議会）書記長は1日、電信局職員組合幹部と会談したさい同消息を明らかにした。

同相は「今日の雇用法はその多くの部分を19世紀に英国で成立した法例から引き継いでおり、一部現状にそぐわなくなっている」とし、「19世紀における地下労働の条件は劣悪だったが今日では改善されている。地下鉄建設の開始とともに婦女子の地下作業への参加の必要も生じる可能性があり、我々はこうした時世に合わぬ法例条文に修正を加える必要がある」と語った。

- 10日。労働省工業保健局は目下、労働環境に高度な危険性を有する一部工場や作業現場を対象とする“工業衛生監視計画”を推進している。

労働省スポークスマンが8日行なわれた記者会見で明らかにしたところによると、工業保健局は同計画のもと目下16企業の工場に対して2〜3カ月に1度定期検査を実施している。同検査ではケイ素粉塵、石綿、有毒ガス、ヒ素、水銀、揮発性溶剤等による大気の汚染度や騒音等が測定され、排気設備の作動状態等も点検されている。

同省ではこのほか、来年から労働者に対する“法定健康診断”計画の推進を準備しており、両計画は相互に補足し合
って作業場の安全と労働者の健康管理水準の向上をはかる。
同省ではまた各工場に対して独自の工業衛生監視計画の立
案も促している。労働省では、来年からはMRT（大量高
速輸送）工事現場に対しても同計画に基づき工業衛生検査
の実施を予定している。



広 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (8TH NOVEMBER 1983)

* P. T. MORIMURA & ASSOCIATES PTE LTD
Mr Peter T. Morimura (Managing Director)
985 Bukit Timah Road
Magnet House
Singapore 2158
Tel: 4691257

* CHIYODA FELT CO (S) PTE LTD
Mr K. Tahara (Managing Director)
18 Pasir Panjang Road #03-26/34
PSA Multi-Storey Complex
Singapore 0511
Tel: 2727020

* SANKYU (SINGAPORE) PTE LTD
Mr T. Sudo (Managing Director)
21 Wan Shin Road
Jurong
Singapore 2262
Tel: 2617455

** CHANGE OF ADDRESS

* THE CHIYODA FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
16 Raffles Quay #32-06
Hong Leong Building
Singapore 0104
Tel: 2246759, 2210759

* CHORI SINGAPORE PTE LTD
101 Thomson Road #17-06
Goldhill Square
Singapore 1130
Tel: 2501177 (3 Lines)

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* HYMOLD PTE LTD
From Mr S. Shichinoe to Mr H. Sakuyama

* YAMAHA MANUFACTURING SINGAPORE PTE LTD
From Mr K. Imazawa to Mr M. Kozu

* RINKAI CONSTRUCTION CO LTD
From Mr T. Kawai to Mr M. Kakiuchi

* THE SAITAMA BANK, LTD
From Mr S. Honda to Mr S. Kadota

資料案内

国内一般

☆ シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$ 10
シンガポール共和国移住法	S\$ 15
☆ 民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$ 10
☆ 公益事業法	S\$ 10
☆ JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非 会 員) S\$ 30
	(会 員) S\$ 15

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション	
(改訂版)	(非 会 員) S\$ 30
	(会 員) S\$ 15
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
☆ シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
☆ シンガポールの租税	S\$ 15

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
☆ 法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
☆ シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$ 60
☆ シンガポール共和国会社法	(非 会 員) S\$ 70

為替管理・関税

関税法 (1979 年関税令)	S\$ 15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S\$ 5
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S\$ 5
☆金融業者法	S\$ 10
☆財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 10
☆建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
☆1975 年水質汚染規制及排水法	S\$ 10
☆1971 年海洋汚染防止法	S\$ 5

労働関係

☆シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法.....	S\$ 30
労働組合法 (1977 年)	S\$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
☆労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 27 号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5

商工会議所出版物

☆業種別会員名簿 (1983 年)	(会 員)	S\$ 15
	(非会員)	S\$ 30
月報 (各月号)		S\$ 8
☆国際比較統計要覧		S\$ 5

(☆新着資料)

編集後記

“Come on Singapore”の軽快なリズムによって Productivity Month '83 Campaign が大々的に繰り広げられています。これに呼応して、JCCI もポスター・コンクール、QCサークル研究発表大会および生産性セミナーを主催したが何れも盛況でした。とくに QC 発表大会と生産性セミナーには 400 人を超すシンガポリアンが参加し、最後まで熱心に聞き入っていました。これはとりもなおさずシンガポリアンの間に生産性向上への関心が着実に高まりつつあることを物語るものといえましょう。願わくばこうした Productivity Movement が一過性のものではなく、「生産性向上なくして国の発展なし」との信念のもとに持続的な生産性向上運動が展開されるよう期待したいものです。

さて、11月号の内容を紹介いたします。

まず、佐藤 公認会計士に「シンガポールの個人所得税」について詳細にご解説頂きました。1984 年度の個人所得税申告にあたって大いに役立つものと思います。佐藤氏にはこれまで度々ご執筆いただきましたが、12月にご帰国されることになりました。この紙面を借りまして厚く御礼申し上げます。

つぎに日本長期信用銀行小平氏に「シンガポール・ドルについて」と題して、その歴史、レート推移、他通貨との比較等についてご執筆頂きました。

最後に情報を制するものは時代を制すといわれる情報化社会にあって、国際データ通信の役割はますます重要性をおびてきています。そこで国際電信電話の古市氏に「日本における国際データ通信サービスの現状」についてご執筆頂きました。

今月号の担当は、垣本（ODS長崎屋）、鈴木（JETRO）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY

M. C. (P) No. [REDACTED] 2 58 / 4 / 83

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.,
155, Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106